

# 白河市市民参画・協働推進指針

「市民とともにつくるまちづくりの推進」に向けて



白 河 市

# 目 次

第1章	指針策定の背景と目的	2
第2章	市民参画・協働の基本方針	3
1	「参画」と「協働」の必要性	3
2	「参画」と「協働」の現状	5
3	「参画」と「協働」の基本理念	6
第3章	市民参画・協働を推進するための役割と効果	9
1	市民と行政の役割	9
2	市民と行政への効果	10
第4章	市民参画・協働の推進方策	12
1	「参画」と「協働」についての理解の促進	12
2	「参画」と「協働」を推進するための環境づくり	13
3	情報の公開と共有化	15
4	協働事業への積極的な取り組み	16
5	協働事業の評価と見直し	19

---

## 参考資料

参画と協働による行政運営の取り組み事例	22
白河市市民参画・協働推進指針策定までの経過	24
1. 白河市市民協働推進指針策定検討委員会の開催経過	24
2. 白河市市民協働推進指針策定検討委員会設置要綱	25
3. 白河市市民協働推進指針策定検討委員名簿	26

## 《第1章 指針策定の背景と目的》

「平成の大合併」が進むなか、1市3村の合併により誕生した新生「白河市」は、旧4市村が持つ固有の歴史や文化を継承しつつ、新たな歩みをはじめました。

現代社会は、市民の価値観や生活様式の多様化、産業構造の変化、少子高齢化の進行など、これらの諸問題に柔軟に対応していくことが求められており、本市も例外ではありません。

さらには、地方分権が進むなかで、自治体自らの考えと責任に基づくまちづくりが求められています。

このような状況から、市政運営においては「**参画**と**協働**によるまちづくりの推進」の実現を図り、行政からの一方通行的な行政サービスから、市民主体による自治体運営への転換が求められています。これは、市民が施策の立案から実施・評価まで、まちづくりに関わることで、市民と行政が**※イコールパートナー**として、それぞれの持つ特性を活かしながら、協力し合い、地域課題の解決に向けて、それぞれの能力を発揮し、「**参画**と**協働**によるまちづくり」を展開していくものです。

このため、本市においても**参画**と**協働**により、市民が行政と対等の立場で地域課題を解決していくための必要性について理解を深め、良きパートナーとして市民主体による新たな「まちづくり」を進めていくために、白河市第1次総合計画にかかげた「市民とともにつくるまちづくりの推進」を展開し、積極的な取り組みを行うための手引きとして本指針を策定するものです。

「**参画**」：市民の皆さんが、市の計画づくりや事業などへ、自らの意見を反映させ、よりよいまちづくりを進めるために、自主的に参加することです。

「**協働**」：市民の皆さんと行政がまちづくりに対し共通の目的を持ち、お互いの役割を認めあい、良きパートナーとして、地域課題や社会的課題の解決に向けて共に協力して取り組むことです。

---

※イコールパートナー

お互いの目標を実現されるための対等な協力相手、仲間のことを指します。

## 《第2章 市民参画・協働の基本方針》

### 1 「参画」と「協働」の必要性

#### 「これまでの地域は・・・」

もともと地域には、身近な課題を自分たちで解決し、決定していく機能が備わっていました。地域の一員として互いが快適に暮らすため、環境美化をはじめ、環境保全、景観の保持などについてのルールや仕組みが自然に機能していました。しかし、時代の変化とともに、身近な課題解決を行政が担う傾向が強まり、その結果、地域が持っていたルールや仕組みは、その機能を弱めていきました。このことは同時に、地域での住民相互の助け合いや心のふれあいにも、少なからず影響を与えてきたと思われれます。

#### 「行政を取り巻く環境は・・・」

バブル経済崩壊後の経済の長期低迷と、それによる税収の伸び悩みなどにより、国や地方の財政状況は非常に厳しい状況となっています。このような状況下においても、市民生活の高度化や価値観の多様化、環境問題、少子高齢化への対応など、地方が解決すべき課題は、ますます複雑化、多様化してきており、すべての課題に対して行政だけで対応し問題解決を図ることは極めて困難な状況となってきました。

#### 「これからは・・・なぜ「参画」と「協働」が必要なのか」

現在は、※市民活動団体などもまちづくり活動を盛んに行っていますが、その形態が多岐に及んでいることもあり、参画と協働への考え方についても様々です。

また、企業においては、雇用の場の確保によって生活基盤を安定させるなど、地域での社会的責任を果たしているといった認識から、経営理念に社会貢献をかけた、助成や寄付また様々な社会的活動など、地域社会への貢献に力を注ぐ企業が増え、ボランティア活動などの取り組みを実践する企業も増えていきます。

さらに、地方分権の進展により、それぞれの自治体や地域が自らの考えと責任に基づき、個性豊かなまちづくりへの転換が求められていることから、地域が、その持てる力を十分発揮し、様々な課題の解決にあたる必要があります。

そのためには、市民、市民活動団体、さらには企業などの市を構成する全ての主体が、それぞれの能力を発揮しながら、行政と連携し、参画と協働による地域運営を行っていくことが大切となっています。

---

#### ※市民活動団体

営利を目的としない、市民の自主的な参加に基づく、不特定で多くの人たちの利益増進に寄与することを目的とした活動を行う団体のことです。ボランティア活動団体や、NPO法人（特定非営利活動促進法（NPO法）平成10年法律第7号によって法人格を有する団体）などが含まれます。ただし、宗教活動や政治活動などを主な目的とする活動団体は含みません。

### なぜ必要なのか

- (1) 地方分権の進展に対応し、自ら考え、個性豊かな地域運営が求められています。
- (2) 厳しい財政状況のもとで市町村は、少子高齢化の進行、市民の価値観や生活様式の多様化による新たな市民ニーズに対応しなければなりません。
- (3) 地域活力の向上が求められています。

**だから、今、市民と行政の「参画」と「協働」が必要なのです。**

### 「そのために、必要なことは・・・」

行政運営の今までの考えにとらわれることなく、「地域や行政の課題に、参画と協働がどのように取り入れられるか」といった意識をふだんの仕事や日常生活の中で常に持つことが大切であり、こうした意識は、課題解決への大きな手掛かりになります。また、今後、市民の自由で柔軟な発想により、行政が担ってきた役割を市民が担うといった視点も参画と協働には大切です。

### 参画と協働のポイント

- (1) まちづくりについて市民と行政の意識改革をしていくこと。
  - ア 地域で何が課題なのかをみんなで考え、「地域は自分たちでつくる」という共通の意識をみんなが持つこと。
  - イ 参画と協働の必要性を市民と行政がお互いに理解していくこと。
- (2) お互いに、情報を交換し合い、情報の共有を図っていくこと。
- (3) 地域や行政で、まちづくりを担う人材を育てていくこと。
- (4) 参画と協働を進めるための具体的な制度、仕組みをつくっていくこと。

以上の「ポイント」を念頭に置き、「参画と協働によるまちづくりの推進」のために、市民と行政が、それぞれの役割を担いながら、参画と協働を推進していきます。

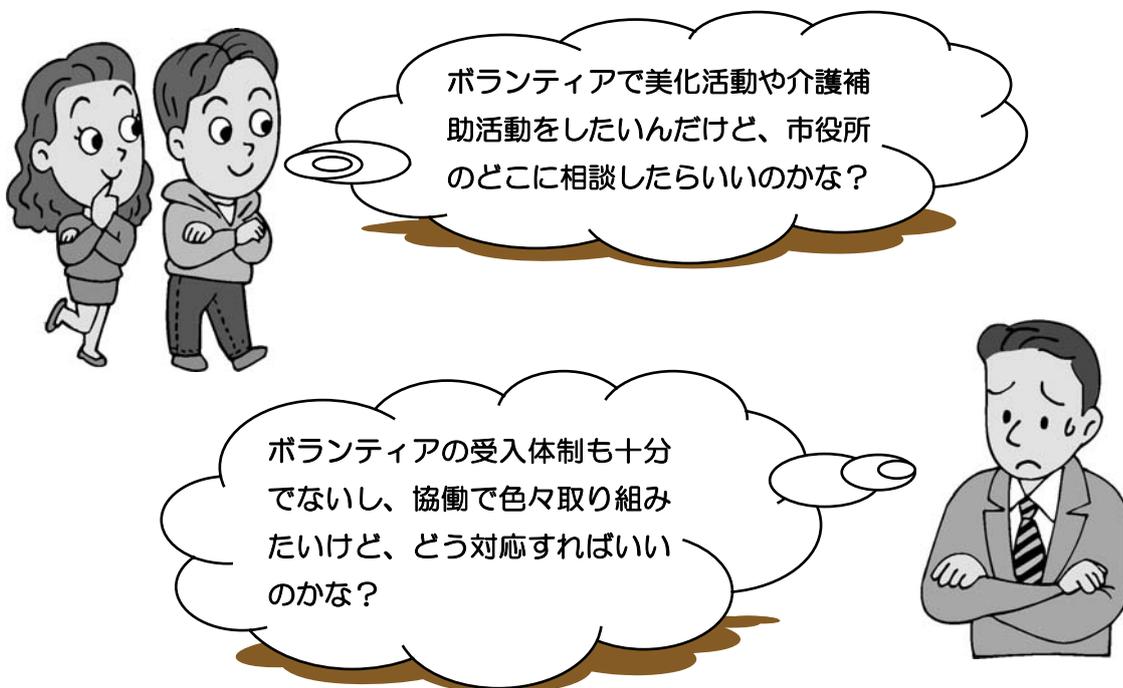
## 2 「参画」と「協働」の現状

### 市民から見た参画と協働の現状（検討委員会での提案事項）

- ア 行政との交流の機会が少なく、どのように参画や協働をしてよいかわかりません。
- イ 市民と行政の協働のルールがないですね。
- ウ 市役所の相談窓口が明確になっていないため、どこに参画や協働を相談してよいかわかりません。また、どの分野で市民活動を必要としているのかわからないので活動したくてもできません。
- エ 市民活動団体などと行政の双方が、お互いが担うべき役割を意識していないのではないのでしょうか。
- オ 市民の参画と協働に対する認識が低く、問題解決は役所まかせだと思います。

市民と行政の交流の場や機会が少なく、行政側の相談窓口を含めた協働対応組織も十分ではないのが現状です。そのため、**※ボランティア活動**や地域課題などの提案を行っても結果として行政の支援や協力が得られず、参画や協働に至っていないケースが多分にあります。

参画や協働で何が必要とされているのか、どのようにかかわればよいのか、また、市民と行政双方が担うべき役割は何かなどが理解されない状況での参画や協働は、単なる行政の下請けのような捉え方をされてしまう懸念があります。



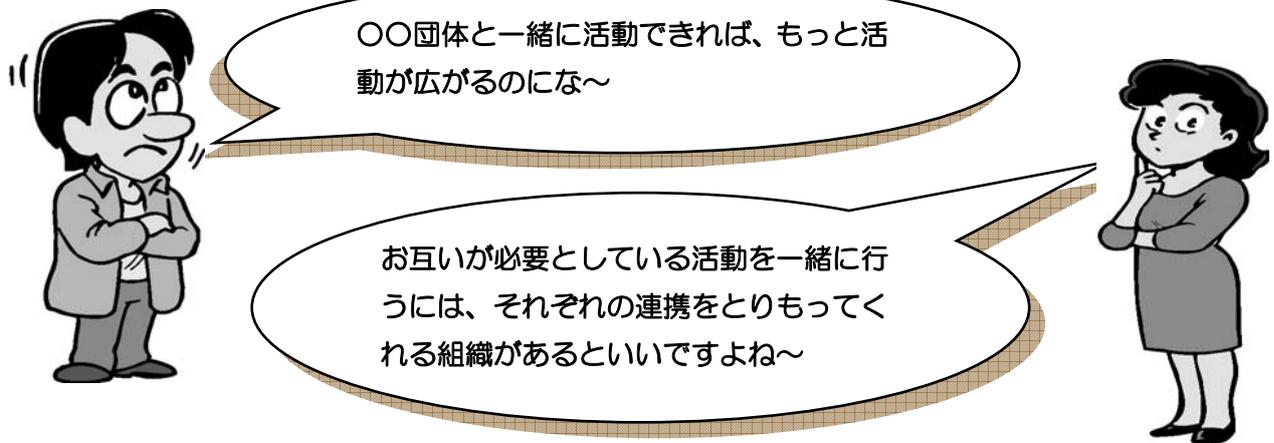
※ボランティア活動

ボランティア活動とは、自発的・主体的に、他者や社会のために、金銭的な利益を求めない活動を指します。

## 市民活動団体などから見た参画と協働の現状（検討委員会での提案事項）

- ア 市民活動団体などの横断的な連携が図られていないのではないのでしょうか。
- イ 市民活動団体などが行政側から委託を受けるだけの取り組みでは、市民と行政がイコールパートナーにはなりえないのではないのでしょうか。
- ウ 団体等の会員同士での取り組みが主流となり、地域とのかかわりに欠けているのではないのでしょうか。

市民活動団体などが持つ機能性、専門性、柔軟性を活かした「地域づくり」活動が展開されておらず、市民の視点での公共施設の管理運営、市民活動団体などの横断的組織による多様な活動の実践が図られていないと思われます。



## 行政から見た参画と協働の現状（検討委員会での提案事項）

- ア 職員には協働が経費削減であるかのような意識があるのではないですか。
- イ 職員に参画と協働が理解されておらず、認識の度合いにも違いがあるのではないですか。
- ウ 行政の協働に対する窓口を含め、その体制が十分ではないと思います。
- エ 行政のなかで参画と協働に何を求めるのか。また、参画と協働に対して統一性がないと思います。
- オ 意見交換や交流の場の提供が少ないと思います。
- カ 職員は行政の組織内を見ることが多く、市民の目線で見ることが少ないため、閉鎖的になり施策の計画段階での参画や協働へ発展しないのではないのでしょうか。

行政においても参画や協働に対する理解や認識が浸透しているとは言い難く、行政職員の間にもその意識に開きがあります。そのため、市民からの参画や協働に対する相談に対して一貫性を持った対応が出来ない状況です。また、市民と行政の相互理解や参画と協働の取り組みへの実践が少なかったと思われます。

### 3 「参画」と「協働」の基本理念

市民協働とは、市民と行政とがイコールパートナーとして、地域の※公益的課題の解決に向けて共に考え、協力して行動することです。あくまでも市民の自主性を尊重し、行政の責任を

果たしながら目的を共有し、お互いの役割と責任を明確にして取り組むことが協働の基本となります。

また、市民参画の重要性は広く認識され、これまでも様々な場面で実践されてきました。しかし、行政の各種施策の企画立案や運営方針に対して、計画段階からの市民参画は十分だったとはいえません。

今後、新たな住民自治による「協働のまちづくり」を市民と行政が担っていくためには、市民と行政との合意形成が不可欠です。そのためには、以下の原則を基本理念として、市民と行政は参画と協働を推進するイコールパートナーとして良好な関係を築くことが大切です。

## 参画と協働を推進するための基本理念

### I 補完性・対等の原則

個人の日常生活や身の回りで発生する問題は、まず自分や家庭で問題解決に努め、それでも解決が図られなかった問題は地域の力で取り組み、個人や地域で解決が図られなかった場合においては行政が対処するなど、それぞれの関係において補完しあうことを基本にし、上下関係のない、イコールパートナーとして、まちづくりを進めることが重要です。

### II 役割と責任の分担の原則

「参画と協働によるまちづくり」では、市民活動団体や企業などを含めた市民と行政が、お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、それぞれの役割と責任を分担し、まちづくりを進めていくことが重要です。

### III 情報共有の原則

「参画と協働によるまちづくり」では、市民と行政がお互いに情報を共有することが大切です。そのために行政は自らの情報を公開するだけでなく、市民から情報を積極的に収集し、市民が何を求めているかを集め、分析し、対応する仕組みを整備することが重要です。また、市民も地域やボランティア等で実施している活動について積極的に情報を公開していく必要があります。

### IV 目標共有の原則

「参画と協働によるまちづくり」では、達成すべき目標を明確にして、その目標を市民と行政とが共有しながら、理解と協力のもとで、目標達成を目指して行こうとする意識を共有していくことが重要です。

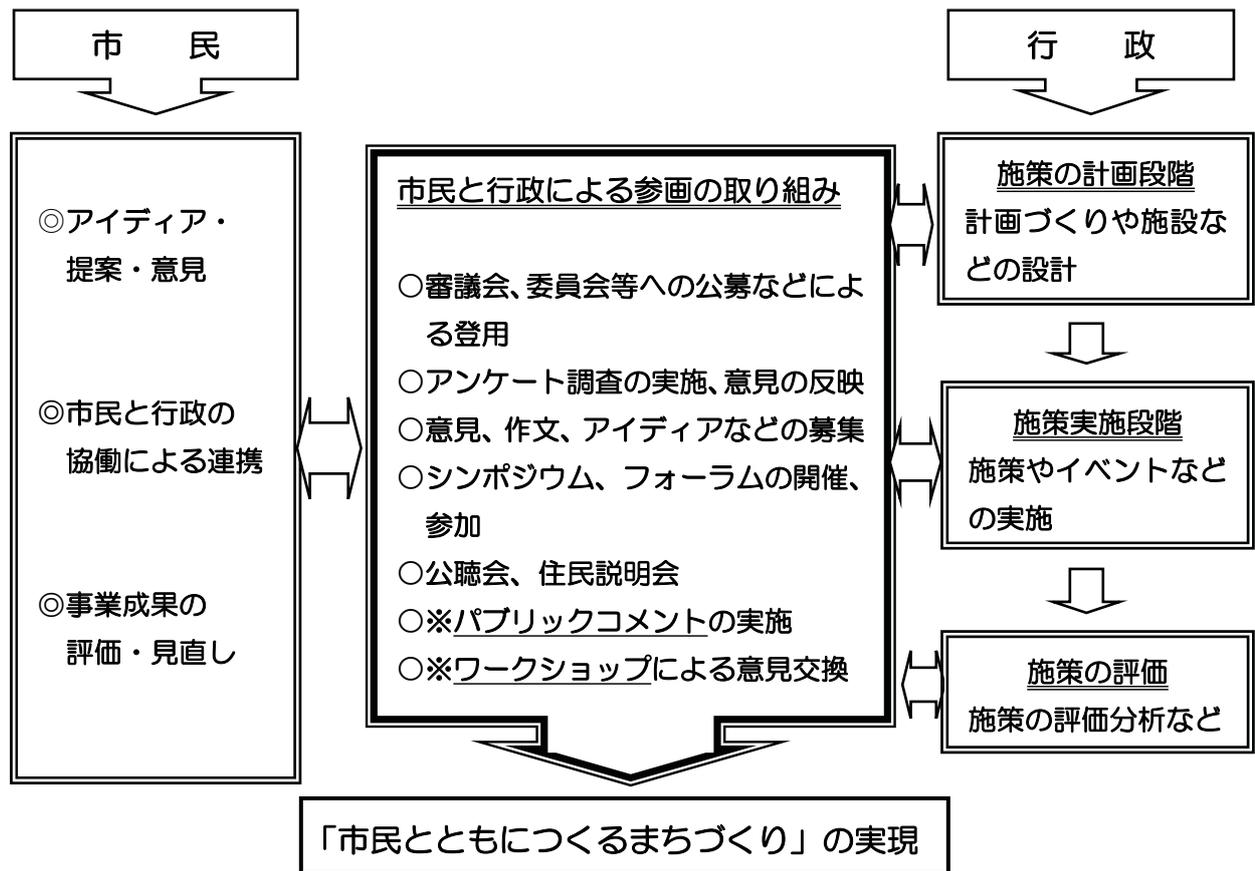
### V 市民満足度による評価の原則

参画と協働により企画し実施された事業は、市民の満足度の視点で評価を行い、必要に応じて見直し、修正を加えながら実施していくことが重要です。

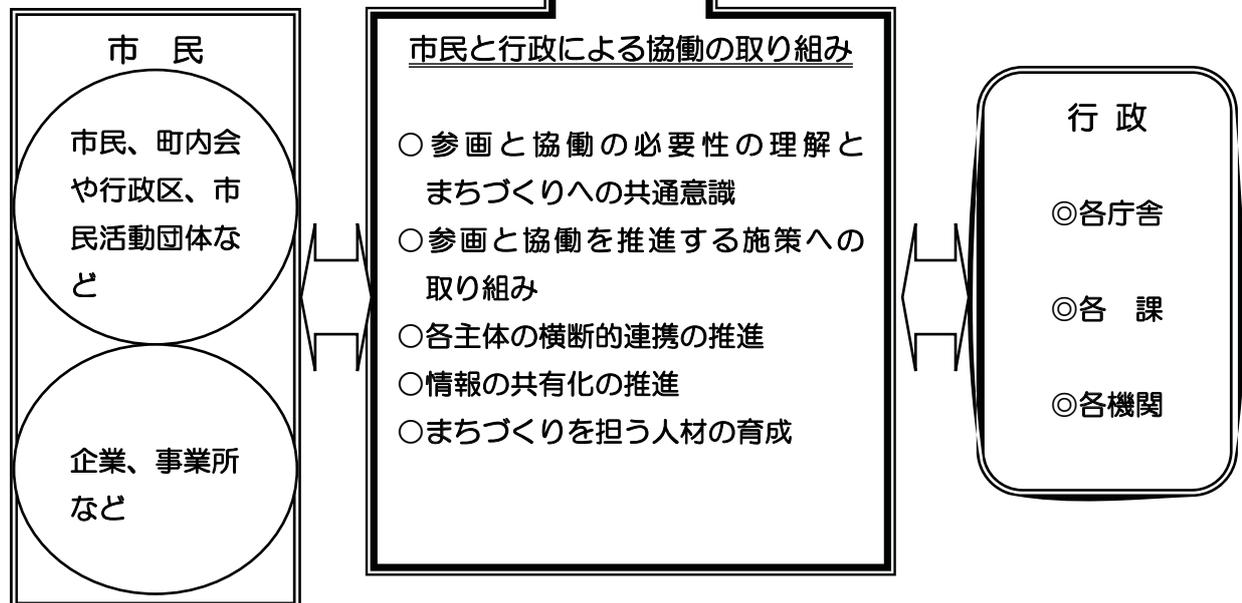
#### ※公益的課題

少子高齢化、環境、教育、防災、防犯、まちづくりなど、市民が「安全・安心して暮らせる地域」をつくりあげていくために解決しなければならない課題です。

◎参画の基本的なイメージ



◎協働の基本的なイメージ



※パブリックコメント制度

計画の策定や条例の制定・改廃を行おうとする場合に、あらかじめ市の原案を市民に公表し、寄せられた意見などを考慮（反映）して、提出された意見とそれに対する行政側の意見により、最終的な意思決定を行う手続きをいいます。

※ワークショップ

問題解決や計画づくりのため、一方的な意見や情報の伝達の形式ではなく、様々な立場の複数の人たちが集まって、自由な発想のもとで意見を出し合い、時には現場を見たり、作業をしたりしながら、参加者相互の理解と問題解決のために行われる手法です。

## 《第3章 市民参画・協働を推進するための役割と効果》

### 1 市民と行政の役割

これからの市民には、

- ア 市政への関心を高め、自ら地域課題の解決に積極的に参画していくこと。
- イ 市民が参画と協働に関われる仕組みを活用すること。
- ウ 自分たちで解決できる問題は、自分たちで解決するように努めること。
- エ 市民の責任と主体性のもとに、行政との参画、協働を進めること。
- オ 地域活動やボランティア活動などに積極的に参加すること。 **が期待されます。**

これからの地域（行政区や町内会など）には、

- ア 地域住民の親睦と連携を図ること。
- イ 地域課題は地域住民の協力と連携により解決しようとする意識を持つこと。
- ウ 地域課題の発掘と情報の提供に努めること。
- エ 若者や転居者でも地域活動に参加しやすい環境をつくること。
- オ 行政との協働事業を積極的に提案すること。 **が期待されます。**

これからの市民活動団体などには、

- ア 市民活動団体などが持つ機能性、専門性、柔軟性を発揮し、地域における社会的課題の解決に取り組むこと。
- イ 個人の自己実現や社会参画の「きっかけづくり」の場の提供など、市民が参加しやすい環境を整備すること。
- ウ 趣旨や目的を同じくする団体間において、情報の提供や交換などの機会を拡充するためのネットワークを構築すること。 **が期待されます。**

これからの企業には、

- ア 地域の一員として、地域活動やまちづくり活動に積極的に参画、参加すること。
- イ 専門的で多分野にわたる知識や技術など、企業が持つ資源を活かしたまちづくりへの支援を行うとともに、まちづくり団体などの育成に対し貢献していくこと。
- ウ 社員の地域づくり活動への参加促進と、参加しやすい環境づくりに努めていくこと。 **が期待されます。**

これからの行政には、

- 参画と協働のまちづくりの実現に向けた基盤作りとして、
  - ア 情報共有化の仕組みを整えること。
  - イ 参画や協働窓口の一元化と、市民からの協働提案を受け入れる仕組みを整えること。
  - ウ 市民が行政へ参画する仕組みを整えること。
  - エ 参画や協働のルールを整えること。
  - オ 市民満足度による評価の仕組みを整えること。

●市民や市民活動団体などが活動しやすい環境の整備として、

ア 参画と協働に対する理解と実践への意識高揚を図るための啓発活動。

イ 地域や各種団体のリーダーやスタッフなどの人材育成。

ウ 行政職員は積極的に地域へ出向き、市民との対話をかさねながら、様々な情報収集を行うこと。

エ 人的、経済的支援のあり方を再点検し、的確な活動支援などに取り組むこと。

が求められています。

## 2 市民と行政への効果

市民の「参画」と「協働」の進展により期待される効果（検討委員会での提案事項）

ア 市民活動団体などが、**※指定管理者制度**により公共施設の管理運営を行った場合、市民の視点で市民が望む施設運営ができるのではないのでしょうか。

イ 市民の**参画**や**協働**に対する意識の変化により、白河市が「自分たちのまち」という認識が高まり、行政への依存度が低くなるのではないのでしょうか。

ウ 「地域のことは地域で」という意識が芽生え、市民の自主参加が増加し、「ヒト」、「モノ」、「カネ」などの地域資源の活用が容易になるのではないのでしょうか。

エ 市民活動団体などのネットワーク拡大が図られ、他の団体が行う活動への参加促進につながるのではないのでしょうか。

オ **参画**と**協働**により、行政だけではできない、きめの細かい新たな公共サービスが生まれるものと期待できるのではないのでしょうか。

カ 予算の有効活用により、地域に必要なサービスの提供が図られるのではないのでしょうか。

キ 市民活動団体などが企画段階から**参画**することにより、責任感や充実感の醸成、また、人材育成につながり、新たな**参画**と**協働**への動機づけとなるのではないのでしょうか。

市民活動団体などが、**※新たな公共**の担い手として身近な地域課題の解決に**参画**し**協働**で取り組むことにより、自分たちの「まち」は自分たちの手で作りあげていくといった意識が芽生え、自発的活動による**協働**の取り組みが盛んになるものと期待されます。

また、行政だけでは担うことが出来なかった地域課題への迅速な対応と解決といったきめ細やかな新たな公共サービスの提供が可能になると期待されます。さらに、公共施設などの管理・運営においても民間活力の導入によって、市民ニーズに応じた施設の効果的活用や運営に近づくものと考えられます。

また、市民活動団体などにあっては、横断的なネットワークの拡大が図られ、それぞれが持つ特性を活かした企画段階からの**参画**により、地域課題の発掘や「まちづくり」の新たな展開への動機づけとなります。さらに、予算の有効活用による地域へのサービス提供が期待されます。

行政の「参画」と「協働」の進展により期待される効果（検討委員会での提案事項）

- ア 市の予算や行政職員数などにおいても効率化が図られるのではないですか。
- イ 市民と行政の信頼関係の深まりが期待できるのではないですか。
- ウ 施策の立案、実施が市民の視点に立ったものになると期待できるのではないですか。
- エ 市職員の「まちづくり」への意識統一が図られるのではないですか。
- オ 参画や協働による「まちづくり」ビジョンの明確化が期待できます。
- カ 地域課題やニーズの迅速な把握が可能となり、適切な課題解決に対応できるのではないのでしょうか。
- キ 市民との情報共有化や参画と協働に対する認識が高まり、参画や協働による取り組み可能な事務事業の選別につながるものと期待できるのではないのでしょうか。

参画と協働への取り組みが活発化することで、新たな公共サービスが展開され、財政面や人的な効率化が期待できます。また、施策の立案や事業実施にあたり、市民が初期段階から参画することで、市民の意見が反映された事務事業の展開が可能になると期待できます。さらに、合意形成過程において、双方の信頼関係が深まり、「まちづくり」は行政だけが担うものではなく、市民と行政がイコールパートナーとして築き上げていくことが再確認できます。また、「まちづくり」に対する参画と協働の必要性について職員の意識統一が図られるとともに、情報の共有化により、地域課題の掘り起こしや、民意を反映した施策の見直し、評価の実施が可能となります。



市民と行政と一緒にまちづくりについて考え、行動することが大切なんですね。  
お互いを尊重しながら、市民ができることは自分たちで行う、できないことは市の職員と一緒に考えながら解決していきましょうね。“みなさん”

※指定管理者制度

公共の施設の管理・運営を、地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として代行する制度のことです。それまでの管理委託制度は、受託者は地方公共団体の出資法人、公共団体又は公共的団体に限られていましたが、指定管理者制度では民間事業者も対象となりました。

※新たな公共

「新たな公共」とは、行政のみによる従来の公共サービスの担い手に代わって、行政などの公的機関と、住民、民間団体、企業などの協働によって創出される公共サービスをさします

## 《第4章 市民参画・協働の推進方策》

### 1 「参画」と「協働」についての理解の促進

「参画」と「協働」の必要性や、市民と行政の共通理解を深めるための取り組みを行っていきます。

#### (1) 市民の「参画」と「協働」に対する理解を深めるためには

市民は、地域の公益的課題に取り組み、ともに支え合いながら地域社会を築いていくべき主体であり、市民活動団体などは、いわばその集合体です。市民一人ひとりが、地域課題などはすべて行政に任せておけばよいという意識を変え、課題解決の手法としての参画や協働の重要性を認識する必要があります。また、持続的、発展的に参画と協働を推進していくためには、主体的にまちづくりにかかわっていかこうとする市民の意識を高め、常に新たな人材を育成していくことも必要不可欠です。

#### 具体的な取り組みの考え方

##### ◎市民向けの情報提供や意識啓発事業の実施

参画や協働の取り組みを拡大するために、市の広報紙及びホームページなどを活用し、実践事例や情報の掲載を行うことにより、意識啓発や、参画や協働の機会を望む市民に情報が提供されるよう配慮します。

また、地域の人材育成を図る研修会などの機会を設け、新たな地域リーダーの育成に努めます。

#### (2) 行政の「参画」と「協働」に対する理解を深めるためには

現状において、市民活動団体などが地域課題の解決を図る主体になりえるとの行政職員の理解がまだ十分とは言えず、これまで以上に参画や協働を進めていくという視点に立ち、正しい認識を持つ必要があります。既存の行政運営のあり方についての発想、手法の転換を図るためには、参画と協働の具体的事例などを参考にしながら、必要性と理解を深める取り組みが必要です。

また、市民活動団体などは課題解決に向けて、行政とは異なる視点、手法を持っています。こうしたことを十分に理解しないままに参画や協働を進めては、市民活動団体などとの継続的な信頼関係をつくり上げていくことは困難です。市民活動団体などと行政とが強固な※パートナーシップを築いていくためには、市民活動団体などの果たす役割や特性についての理解を深めていくことも重要です。

#### 具体的な取り組みの考え方

##### ◎行政職員の協働に関する研修などの実施

参画と協働の目的、必要性、効果等についての認識と市民活動団体などの役割、特性について理解を深めるため、行政職員の研修などの機会を設けるよう努めます。

#### ※パートナーシップ

パートナーシップとは、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うことです。

### ◎行政職員のボランティア活動への参加促進

行政職員のボランティア活動などへの積極的な参加を推進し、市民活動団体などに対する理解を一層深めるとともに、こうした活動を通じて市民活動団体などと行政相互の理解促進に努めます。また、行政職員の特別休暇（ボランティア休暇など）などの取得や、ボランティア活動などへの参加しやすい環境づくりに努めます。

## 2 「参画」と「協働」を推進するための環境づくり

「参画」と「協働」を推進していくための体制整備と市民活動団体などへの支援を行っていきます。

### (1)市民活動団体などの連携体制の整備

市民活動団体などは、その主体が持つ特性を活かしながら、地域づくり活動などを行っていますが、その活動への取り組みを連携することで、活動内容や機能が高まり、効率的で効果的な活動へと発展していきます。そのためには、各主体の相互理解による活動や情報の共有化を図るためのネットワーク化を推進していく必要があります。

また、市民活動団体などと行政のパイプ役として、また、人材や情報提供などの仲介、市民活動の支援と啓発などのコーディネート役を担う、中間支援組織の育成と活動が期待されています。

#### 具体的な取り組みの考え方

### ◎市民活動団体などのネットワーク化

市民活動団体などは、公益的課題の解決に向けた活動を行う団体相互の横断的連携を図るため、各主体の情報共有化を推進するとともに、交流の場や機会を積極的に設け、ネットワークの構築に努めます。

### ◎中間支援組織の育成

市内のNPO法人などで、中間支援組織としての役割と活動を担える団体や人材などを把握し、支援組織の設立に向けた環境整備に努めます。

### (2)協働を推進する市民活動団体などへの支援

現状での市民活動団体などの課題として、組織の立ち上げや、安定的な活動資金の確保、人材、活動場所の確保などがあげられます。こうした問題は、団体の自助努力により解決されることが望ましいですが、市民活動団体などを取り巻く環境が十分に整っていない現状では、活動や組織の拡大を図ろうとする団体に対して行政からの支援も重要となっています。

活動資金の確保に向けては、市民活動団体などの社会的な認知度を高め、多くの市民や企業が参加しやすい体制を整え、会費や寄附金を得やすい環境づくりに努めることが必要です。

また、行政は市民活動団体などへの委託事業の推進に努め、団体の事業収入の確保を図っていくことも有効な手法です。行政からの補助金などの直接的な助成についても考えられますが、団体の自主性・自立性を損なう可能性もあり、助成手段については、慎重に検討を行う必要があります。

人材育成については、市民活動団体などの組織運営の安定化を図っていくために、各団体な

どの資金運営に関わるスタッフや専門知識を有するスタッフを育成していく必要があり、そのための支援が重要です。

さらに、活動拠点の確保については、単に市民活動団体などの会議の場などを提供するにとどまらず、市民活動団体などが団体間や、市民との交流を通して、市民ニーズを把握し、お互いにつながりを持つことができる施設の有効活用と機会の提供が必要です。

#### 具体的な取り組みの考え方

##### ◎組織立ち上げなどへの支援

意欲的に組織の立ち上げを図る市民や団体などへの支援充実を図るとともに、NPO団体などが、法人格の認証を受けようとする際の手続きなどに関する情報提供や支援に努めます。

##### ◎資金確保に向けた市民活動団体への支援

市民活動団体などが事業を実施する場合に、より効果が得られる協働形態を先進事例などから検討するとともに、国、県などの補助金や民間の基金、寄附金などの市民活動団体などへの経済的支援などに関する情報提供を行うなど、資金確保に向けた支援に努めます。

##### ◎人材育成のための講座などの開催

市民活動団体などの自立支援を図るために、計画的に組織運営などに関する講座などの開催を図り、人材育成に努めます。

##### ◎活動拠点としての既存施設の有効活用

市民活動団体相互の情報交換、交流、活動を進めるための中心的活動拠点となる、市内各行政センター、各地域の公民館施設やマイタウン白河などの既存公共施設の活用を推進し、活動拠点として有効活用が図られるよう努めます。

### (3)協働を推進する庁内推進体制の確立

市民活動団体などが、「市のどこに協働に関する事案を相談したら良いかわからない」などの意見があることから、行政の総合窓口をより明確にして、市民活動団体などと行政が円滑にコミュニケーションをとれる体制を早急に築いていく必要があります。

また、市民活動団体などは、市民ニーズの把握や、課題解決のための活動が幅広く、取り組みの方法も様々で、行政の複数課所に関係する幅広い課題に取り組んでいます。これに対し行政では素早い対応が難しい場合があります。こうした問題に的確に対応するため、全庁的に各課所と協力・連携する体制づくりに努め、協働の推進基盤を速やかに確立していくことが必要です。

#### 具体的な取り組みの考え方

##### ◎協働についての行政窓口の充実

市民活動団体などからの相談、要望などにおいて複数の課所に関係するような場合にも、庁内の協働の総合的な窓口として柔軟な対応が図られるよう窓口機能の充実を図ります。

### ◎市民参画の機会の拡充

市民参画の重要性は広く認識され、これまでも様々な場面で実践されてきました。しかし、行政の各種施策への計画段階からの市民参画は、十分だったとはいえません。「市民とともにつくるまちづくり」の推進には市民と行政の合意形成が不可欠です。このため、これまで以上に各種情報の積極的な公表や提供を進めるほか、**※市民提案制度**、パブリックコメント制度やワークショップなどを企画立案の過程から積極的に取り入れるとともに、各種委員の公募拡大などにより、市民参画の機会の拡充に努めます。

## 3 情報の公開と共有化

市民活動団体などへ必要な情報提供を積極的に行うとともに、行政や地域における様々な情報や市民の意見、様々な主体の活動状況など、関係機関が有する情報を共有化できるネットワーク体制の構築に努めます。

行政で協働を進めたいと考えている事業についての情報や、市民活動団体などの活動に必要な情報などを積極的に提供していく必要があります。また、市民活動団体などから行政への情報提供も不可欠であり、意見交換などにより情報の共有化を推進して、ネットワーク体制をつくり上げていく必要があります。

### 具体的な取り組みの考え方

#### ◎情報収集・提供のための体制整備

行政窓口相互の連携・協力を一層進め、庁内情報の横断的な活用・提供が図れる体制の整備に努め、市民活動団体などが必要とする情報を一元的に集積、管理、提供できる体制づくりに努めます。

#### ◎相互の情報共有化体制

市民活動団体など相互の情報の共有化を図るため、情報交換の場を定期的に設けるよう努めるとともに、市民活動団体などと行政との様々な意見交換のための機会をつくり、情報ネットワーク体制により、密な連携が図れるよう努めます。

---

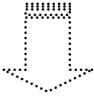
#### ※市民提案制度

市民と行政の「協働」に積極的に取り組んでいる多くの自治体で、社会的課題や身近な地域課題を解決するため、市民・市民活動団体と市が協働して行う新たな事業の提案をいただく制度です。市民・市民活動団体からの提案をもとに、提案者と市が企画段階から協議し、お互いの役割分担や責任分担を明確にしながら協働事業を行っていく新たな取り組みの形態です。



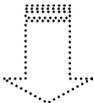
※ 協働事業実施の一般的手順（協働による事業実施に際しては、一般的に次の様な手順が考えられます。）

協働事業の検討



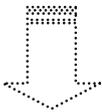
協働に適した事業か、市民ニーズがあり行政が関与すべき事業か、また、単独で行うより協働によって、市民サービスの向上、市民参画、事業の効率化などの相乗効果が期待できるかなどの事前検討。市民活動団体の特性が活かされるか。協働のパートナーが期待できるかなどについて検討。

協働形態の選定



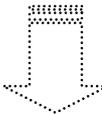
協働事業に最も適切な形態として、事業委託、共催、実行委員会などの協働形態の選定を行う。複数選定についても検討。

協働相手の選定



公正・公平な選定手続きを行い、事業遂行能力、組織運営の健全性・公開性、事務局などの組織体制から最良の相手を選定。

協働事業の実施



協働の形態により、協定・契約などの締結を行う。役割分担、成果・責任を明確にし、協働の基本原則について双方での確認。協働事業の内容によっては柔軟な対応を求める。

協働事業の評価



協働事業実施後は、協働当事者双方と受益者により、協働事業の成果と協働の進行や経過について評価を行い、その結果については、次回への改善に活かす。

新たな協働事業へ反映

市が行ってきた〇〇事業は市民活動団体でも同じような取り組みを行っているし、協働事業として行うことはできないのかな。市民と行政が協働で行える可能性について話し合い、さらに質の高い事業として実施できればもっと市民のためになるのにね。



## 「参画」や「協働」の一般的な形態

### ①共 催

市民活動団体などと行政が共に主催者となって、一つの事業を行う協働の形態です。市民活動団体などの持つ特性やネットワークを活かすことができます。

#### 共催のポイント

- 取り組む事業の目的を明確にし、事業実施に対して共通の理解と認識を持つこと。
- 実施事業について、企画・立案から十分な協議を行うこと。
- 各種施設などの使用料減免措置や名義的な共催にならないこと。
- 実行委員会・協議会などの共催形態においては、市民活動団体などと行政は対等な立場で取り組み、責任の所在を明確にすること。また、市民活動団体などと行政の役割分担や経費負担を明確にすること。
- 実施が長期に及ぶ場合は、その都度、進捗状況を確認し、市民活動団体などと行政間の連絡・調整を密にすること。

### ②事業協力

市民活動団体などと行政が、それぞれの特性を活かし、一定期間、継続的な関係のもとで協力して取り組む協働の形態です。市民活動団体などの専門的な知識や技術を活用できます。

#### 事業協力のポイント

- 事業協力団体との間で、協定書などにより期限を定め、事業成果の確認を行うこと。
- 事業協力団体の事業運営が継続的に実施可能であること。

### ③後 援

市民活動団体などが主催する取り組みに対して行政が「後援」という形式で名を連ねること。または、行政主催のイベントなどに市民活動団体などが「後援」という形式で名を連ねることもありますが、後援は、主に金銭的支出を伴わない協働の形態です。

#### 後援のポイント

- 「後援」することは、対外的に公表されることを踏まえ、その事業の目的を十分に理解し、責任を持って判断すること。

### ④委 託（指定管理者制度等）

行政の責任で行うべき分野・領域において、市民活動団体などへ行政が業務を委託する協働の形態です。行政にはない、市民活動団体などの持つ機能性・専門性・柔軟性などの特性を活用して、より効果的な取り組みが期待されます。

指定管理者制度による、市の観光施設や体育施設などの管理・運営などがその一つです。

#### 委託のポイント

- 委託は行政の下請けではなく、行政が自ら実施するよりも委託をする方がより成果を上げられるという根拠をもつこと。
- 企画から実施、評価に至るまで、協働という視点を持つこと。
- 事業に関する責任は、原則、委託する行政側が負うので、確実に実施されるよう、委託先の選定には一定の要件を設けるほか、経過や結果の的確な把握に努めること。

## ⑤補助・助成

市民活動団体などが行う事業に対し、行政などが要綱などに基づき補助金などの財政支援をするものであり、広い意味で協働の形態の一つです。

「白河市市民協働推進事業補助金」などがその協働事業の一つです。

### 補助・助成ポイント

- 補助金は「育成支援」だけではなく、共通目的達成の「手段」であること。
- 補助や助成を受けることで、行政との対等性を失わないよう注意すること。
- 補助の制限や期限を設けるなどにより、市民の自立を促すこと。
- 取り組む内容によっては、業務委託の形態への移行も検討すること。

## 5 協働事業の評価と見直し

協働事業の実施段階や実施後にその結果についての評価を行い、実施事業の趣旨や目的を念頭に見直しを図り、より質の高いサービスの提供を目指します。

市民活動団体などと行政との協働関係を、さらに強固で成熟したものに育てていくためには、協働事業の実施段階や実施後に、その成果を達成するための手段として協働という手法が有効であったかなどの評価を行うことが必要不可欠です。こうした評価を行うことにより、市民と行政職員の協働に対する意識啓発が図られるとともに、より質の高い行政サービスを提供していくことができます。また、同じ団体との協働が継続して行われると、相互の依存感の高まりにより、団体の自主性・自発性が失われ協働の意義が損なわれたり、特定の団体によって協働事業が独占化されるなどの問題も生じやすくなるので、こうしたことを未然に防ぐためにも、事業の実施段階や実施後の評価は必要不可欠といえます。さらに、重要なことは、その評価の結果により、見直すべき課題が生じた場合には、問題の原因を究明し、改善を図っていくことが重要です。

### 具体的な取り組みの考え方

#### ◎協働事業の評価の実施

協働事業の評価については、事業評価の重要性について理解を深め、市民と行政、あるいは、第三者を交えた評価委員会の設置などにより、協働事業を客観的、定期的に評価できる仕組みづくりと、こうした一連の評価の過程、基準などを公表し、透明性を確保するように努めます。

#### ◎推進指針の見直し

今後、本市における参画や協働による取り組みを、各地域、各分野で実践し、本市独自の参画と協働を推進するために、市民と行政は参画と協働の推進方策などについて継続した検討を行い、必要に応じて推進指針の見直しを図り、実効性を高め、本市が目指す「市民とともにつくるまちづくり」の実現に向けた取り組みを進めます。

「参画」や「協働」の取り組みが進んでいくと、市民の皆さんと行政によって、きめ細やかな質の高い「新しい公共サービス」が行われるんじゃ。

市民の皆さんは「自分たちの地域の問題は自分たちで解決する」といった意識が高まり、行政は市民活動団体などが持っている専門的な知識などを生かしてもらうことで、質の高い効率的・効果的なまちづくりに取り組んでいけるのじゃよ。



# 参 考 资 料

参画と協働による行政運営の取り組み事例

取り組み事業名	参画や協働での取り組み
白河市第1次総合計画策定への市民参画	<p><b>※市民参画による市の総合計画の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 審議会委員への公募市民の登用</li> <li>● 市内に居住する満20歳以上の市民を対象とした、施策の満足度などを調査する「市民意識調査」の実施</li> <li>● 小学生・中学生・高校生を対象とした、定住意向などを調査する「子どもアンケート調査」の実施</li> <li>● パブリックコメント制度の活用による市民意見の反映</li> </ul>
白河市市民協働推進事業補助金の制度活用による協働の取り組み	<p><b>※市民活動団体と市による協働事業の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市から助成を受け協働事業の実施（H19年度実施事業） <ul style="list-style-type: none"> <li>○ びゃっこい村手づくり絵本交流事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施主体：びゃっこい村手づくり絵本実行委員会</li> <li>事業内容：手づくり絵本を通じ、読書活動の啓蒙、子育て支援、生涯学習の場の提供に寄与した。</li> </ul> </li> <li>○ びゃっこいの里ファミリーウォークIN表郷 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施主体：表郷商工会青年部</li> <li>事業内容：表郷地域の「びゃっこい」生息地と名所、旧跡を巡るコースを設定した健康ウォークを開催し、地域の観光資源の再発見と健康増進に寄与した。</li> </ul> </li> <li>○ 大谷五花村川柳句会 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業主体：住みよい五箇をつくる会</li> <li>事業内容：川柳、俳句をとおし、文化振興と世代の垣根を越えた感性の助長を図るとともに、青少年の健全育成に寄与した。</li> </ul> </li> <li>○ ひがし伝承太鼓保存事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業主体：ひがし商工会青年部</li> <li>事業内容：地域に伝わる太鼓技の継承と、子どもたちの健全育成に寄与した。</li> </ul> </li> <li>○ 不法投棄バスターズINたいしん <ul style="list-style-type: none"> <li>事業主体：大信商工会青年部</li> <li>事業内容：ゴミのない美しいふるさとを守るため、地域ボランティアとともに、不法投棄されたゴミの回収を行い環境美化に寄与した。</li> </ul> </li> <li>○ 子育て支援リフレッシュ事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業主体：子育てサポートおもてごう</li> <li>事業内容：地域で楽しく子どもたちを産み育てる環境を作るため、子育て中の親や、子育てを終えた人たちの交流の場を提供し、地域で子育て支援に寄与した。</li> </ul> </li> <li>○ 子どもの読書活動推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業主体：柿の本文庫</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

	<p>事業内容：読書活動の推進や、おはなし講習会を通じた異世代間交流の機会を提供し、子どもたちの感性の助長と子どもたちの居場所づくりに寄与した。</p> <p>○友月山公園美化環境整備事業 事業主体：白河料飲マップ会 事業内容：市民の憩いの場である都市公園の周辺環境や、傷みがある石段などの整備を行い、公共施設維持保全に寄与した。</p>
<p>指定管理者制度による施設の管理運営の委託の事例</p>	<p>※市民活動団体などへの、市有施設の管理運営委託</p> <p>●体育施設や観光施設などの指定管理制度導入による管理運営指定管理者制度導入施設名（H19年度末現在）</p> <p>○NPO法人しらかわゴルフ倶楽部による、市有ゴルフ場の管理運営 ○有限会社フラワーワールドによる、白河バラ園の管理運営 ○NPO法人カルチャーネットワークによる、市文化センター（東文化センター含む）の管理運営 ○白河市社会福祉協議会による、市内各デイサービスセンター及び中央老人福祉センターの管理運営 ○（株）ひがし振興公社による、きつねうち温泉健康館及び東交流宿泊館の管理運営 ○小田川市民センター利用者協議会による、小田川市民センターの管理運営 ○市内体育館利用者協議会による、白河第1～3市民体育館及び関辺、大沼市民体育館の管理運営 ○武道館利用者協議会による、市武道館の管理運営 ○（医）育慈会による、国民健康保険表郷クリニックの管理運営 ○東産直の会企業組合による、東直売所「ふれあいの里」の管理運営 ○（財）白河市都市整備公社による、南湖公園「翠楽園」及び中心市街地市民交流センター「マイタウン白河」の管理運営</p>
<p>各課において市民活動団体などと連携し、事業を展開している事例</p>	<p>※市民活動団体などへ補助金の交付や委託契約の締結を行い取り組んでいる事務事業</p> <p>●行政分譲地の販売促進を図るため、宅地建物取引業協会との業務提携の実施 ●NPO法人への委託による子育て支援事業「おひさまひろば」の開設 ●子ども達の安全・安心を地域で守る、「見守り隊」活動の実施 ●その他、補助や委託の形態によって、市民活動団体などと連携し実施している、その他の事務事業</p> <p>○水道料金徴収事務 ○不法投棄廃棄物撤去委託 など</p>

## 白河市市民参画・協働推進指針策定までの経過

### 1 白河市市民協働推進指針策定検討委員会の開催経過

月 日	内 容
5 月 14 日	<p>第1回策定検討委員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●委嘱状の交付</li> <li>●委員長及び副委員長の選任</li> <li>●協働推進指針策定についての趣旨説明</li> <li>●今後のスケジュールについての説明</li> </ul>
7 月 20 日	<p>第2回策定検討委員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●グループ検討会（ワークショップ）の成果がどのように指針へ反映されるかについて説明。</li> <li>●第1回グループ検討会（ワークショップ） <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回テーマ：本市での「参画」と「協働」の現状と課題について考え、課題を解決の手法としてなぜ「参画」や「協働」が必要なのか検討。</li> </ul> </li> </ul>
8 月 31 日	<p>第3回策定検討委員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回グループ検討会（ワークショップ） <ul style="list-style-type: none"> <li>○第2回テーマ：「参画」と「協働」を推進する際の市民と行政が各々に担うべき役割について検討。</li> </ul> </li> </ul>
11 月 8 日	<p>第4回策定検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●第3回グループ検討会（ワークショップ） <ul style="list-style-type: none"> <li>○第3回テーマ：「参画」と「協働」による取り組みで、市民が関われる方策について検討。</li> </ul> </li> </ul>
2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民参画・協働推進指針（素案）の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1～3回のグループ検討会（ワークショップ）の検討内容を受け作成した、指針（案）の内容についての修正の検討。</li> </ul> </li> </ul>
3 月 13 日	<p>第5回策定検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各委員の意見を受け修正を行った、市民参画・協働推進指針（案）の内容確認と最終修正の検討。</li> </ul>
3 月 26 日	<p>白河市市民協働推進指針策定検討委員会から市に対して「白河市市民参画・協働推進指針」とりまとめの報告。</p>

## 2 白河市市民協働推進指針策定検討委員会設置要綱

### 「白河市市民協働推進指針策定検討委員会設置要綱」

#### (設置)

第1条 市民と行政との協働の推進を図るため、協働の仕組み及び協働のあり方についての指針（以下「指針」という。）を策定するにあたり、白河市市民協働推進指針策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 指針の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

#### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各地域協議会及び地域づくり協議会代表
- (2) 市民活動団体等代表
- (3) 市職員のうちから市長が指名する者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条各号に掲げる事項が完了するまでとする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (報酬)

第6条 委員の報酬については、これを支給しないこととする。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

### 3 白河市市民協働推進指針策定検討委員名簿

NO	所属団体名	委員名	備 考
1	地域づくり協議会	角田千恵子	地域住民代表
2	表郷地域協議会	鈴木 克彦	地域住民代表
3	大信地域協議会	橋本 良示	地域住民代表
4	東地域協議会	鈴木きよ子	地域住民代表
5	特定非営利活動法人 カルチャーネットワーク	安田 好伸	市内NPO法人代表
6	特定非営利活動法人 しらかわ市民活動支援会	委員長 和知 延	市内NPO法人代表
7	たいしん特産品開発協議会 (たいしん夢工房)	薄井 房幸	市民活動団体
8	子育てサポートおもてごう	藤田 敦子	市民活動団体
9	白河市町内会連合会	佐藤 泰輔	地域コミュニティ代表
10	市民部生活環境課	鈴木 新司	行 政
11	保健福祉部社会福祉課	坂上二三夫	行 政
12	産業部商工観光課	鈴木 直人	行 政
13	建設部道路河川課	矢内 利夫	行 政
14	教育委員会生涯学習課	副委員長 八木橋 政	行 政
15	企画政策部広報情報課	金澤 洋一	行 政